

消防用設備等保守点検業務仕様書

1 目的

本仕様書は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検、及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項の規定に基づく非常用照明装置等の点検に際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2 業務の対象

業務の対象は、次に掲げる建築物とする。

建築物	所在地	長野県千曲市大字野高場 1 7 9 5
	名称	長野県稲荷山養護学校
	用途	その他の学校
	構造・規模	木造＋R C 地上 2 階
		延床面積 14,303.71 m ²
消防用設備等		別紙 1 のとおり

3 業務の内容

- 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定による保守点検、消防署への報告書類の作成及び火災その他により設備が作動した場合若しくは事故により機能に支障をきたした連絡があった場合は、速やかに適宜な処置を行うものとする。
- 保守点検業務は、消防庁告示の基準に則り行うものとする。（非常電源設備の運転性能（負荷運転及び内部観察等）を除く。）なお、実施日時については、予め委託者と協議すること。
 - 総合点検 年 1 回 （8 月実施）
 - 外観及び機能点検 年 1 回 （3 月実施）
- 上記保守点検の結果、機能に支障をきたす事項があると判断したときは、原因を究明し、直ちに委託者に通知のうえ、その指示により速やかに補修その他必要な処置を行うものとする。
- 保守点検、報告書作成及び処置に要する費用は受託者の負担とする。ただし、設備の破損、滅失、老朽化等による機器の取替えに要する経費は除く。

- (5) 自家用電気工作物保安管理業務における停電点検に際して、防災複合盤に影響が及ばないように機器の操作を行うこと。
- (6) 受託者は委託者から次の故障・緊急対応の連絡がとれる体制を整備し、連絡があったときは速やかに適切な措置を実施すること。
- ① 火災その他により設備が作動した場合
 - ② 火災受信機が異常・警報を発した場合
 - ③ 事故などにより消防用設備等に異常・支障が生じた場合
- (7) その他
- ① 点検の基準は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」による。
 - ② 点検の期間及び点検の方法は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」による。
 - ③ 点検の資格は「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者とする。